

令和5年度赤い羽根共同募金配分事業

サロン活動助成要項

京丹後市共同募金委員会

1. 目的

すべての人が地域で孤立することなく、人のつながりを感じ、地域の絆のなかで暮らしていくために、地域住民が主体となって実施する定期的な集い（サロン活動）を支援し、地域の福祉力の増進を図ることを目的とします。

2. 対象

京丹後市を活動拠点とする団体。

ただし、下記の団体は対象外となります。

- (1) 特定の個人や団体の会員のみが利益を受ける、サークル活動に準じる活動
- (2) 営利又は特定の政党・政治団体に関する活動もしくは宗教活動を目的とする団体
- (3) 法人格を有する団体

3. 期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

4. 内容

京丹後市内で住民を対象に年4回以上実施するサロン活動への助成。

ただし、下記の活動は対象外となります。

- (1) 特定の団体会員のみを対象としている活動
- (2) サロン活動の目的が特定の趣味活動

5. 助成金

(1) 新規開設費助成

新規でサロンを立ち上げる為の会議費や備品等を購入する経費の一部として、10,000円を上限として助成します。（1サロン1回のみ）

(2) 活動費助成

1回につき3,000円を上限として助成します。ただし、年間12回を上限とします。

(3) 会場賃借料助成

地域の公的な場所がなく、自宅を開放してサロンを実施している活動に対し、年間10,000円を上限として助成します。

* 1団体複数申請の場合は、助成総額の上限は10万円となります。

* 活動状況によって返戻していただく場合があります。

* 助成金の額は助成対象経費の範囲内とします。

* 他団体または他団体が実施する事業への助成はできません。

6. 助成金の使途

(1) サロン活動に必要な経費で、目的以外に使用できません。

（茶菓子代、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、材料代、印刷代、会議費など）

* 外食代やお弁当の購入代、アルコール代は該当しません。

* 10,000円以上の備品は該当しません。

* 赤い羽根共同募金の予算額を配分金が上回った場合、各団体への助成金額に応じて比例した割合で削減することがある。

7. 申 請

様式6・7を記入のうえ提出してください。

提出期日：令和5年5月31日（水）

提出先：京丹後市共同募金委員会（窓口：京丹後市社会福祉協議会）

8. 報 告

様式8・9に活動内容がわかる資料（案内文書や写真など）、レシートまたは領収書（写し）、ありがとうメッセージを添付し提出してください。

提出期日：事業終了後速やかにお願いします。

最終期日：令和6年4月1日（月）

提出先：京丹後市共同募金委員会（窓口：京丹後市社会福祉協議会）

9. その他

- ・ 事業の実施にあたりましては、「赤い羽根共同募金」の配分金を活用した事業であることを周知願います。
- ・ 申請内容の変更など、事業に関するご相談は京丹後市社会福祉協議会が窓口です。